

「(仮称) 東扇島物流施設建設計画に係る条例環境影響評価書」の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、「(仮称) 東扇島物流施設建設計画に係る条例環境影響評価書」の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称及び種類

名称：(仮称) 東扇島物流施設建設計画

種類：大規模建築物の新設（第 2 種行為）

都市計画法第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為（第 2 種行為）

2 指定開発行為者

名称：RW 東扇島特定目的会社

代表者：取締役 田渕 安春

所在地：東京都中央区日本橋一丁目 4 番 1 号

3 公告日

令和 7 年 7 月 1 日（火）

4 条例環境影響評価書の写しの縦覧

(1) 縦覧期間

令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 7 年 7 月 30 日（水）まで

(2) 縦覧場所及び時間

川崎区役所 2 階・大師支所仮庁舎 2 階・環境局環境評価課（市役所本庁舎 20 階窓口⑥）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（環境局環境評価課は午後 5 時 15 分まで）

※縦覧開始日（7 月 1 日）は、午前 10 時から縦覧を行います。

※土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

※上記期間中、本市ホームページに当該条例環境影響評価書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>

検索 川崎市 アセス図書の公表



掲載先ホームページ 二次元コード

5 事業内容等に関する問合せ先

名称：ESR 株式会社

住所：東京都港区六本木七丁目 7 番 7 号

電話：03-4578-7121

6 備考

「条例環境影響評価書」とは、条例環境影響評価審査書の内容に基づき、指定開発行為者が条例環境影響評価準備書の記載事項に検討を加えて作成した図書です。

問合せ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課 鈴木

電話 044-200-2152

環境アセスメントに係るお知らせ

令和 7 年 7 月 1 日

川崎市環境影響評価に関する条例第 27 条に基づき（仮称）東扇島物流施設建設計画に係る条例環境影響評価書（以下「条例評価書」と表記）の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例評価書」とは、条例環境影響評価審査書の内容に基づき、指定開発行為者が条例環境影響評価準備書の記載事項に検討を加えて作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	R W 東扇島特定目的会社
	名 称	（仮称）東扇島物流施設建設計画
	種 類	大規模建築物の新設（第 2 種行為） 都市計画法第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為（第 2 種行為）
	実施区域	川崎区東扇島 2 3 番地 1 号
	目 的	物流施設の建設
	内 容	延べ面積：約 302,360 m ² 開発区域の面積：約 66,120 m ²
	施行期間	令和 7 年 7 月～令和 11 年 1 月
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和 7 年 7 月 1 日（火）～7 月 30 日（水）
	縦覧場所及び時間	川崎区役所 2 階、大師支所仮庁舎 2 階、 環境局環境評価課（市役所本庁舎 20 階窓口⑥） 午前 8 時 30 分～午後 5 時（環境局環境評価課は午後 5 時 15 分まで） ※全ての縦覧場所で縦覧開始日は、午前 10 時から縦覧を行います。 ※土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
	ホームページ	ホームページから条例評価書の閲覧ができます。  検索 川崎市 アセス図書の公表  https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
問合せ先		川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921